

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

E	多	(取打	扱課室	至名)	~~-	ーシ
O 告	· ·示					
138	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県]	民生活	課)		1
139	n .	(")		2
140	II	(")		2
141	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(")		3
142	介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(長寿	寿社会	∺課)		3
143	II	(")		3
144	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障等	害福祉	上課)		4
145	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(")		4
146	II	(")		4
147	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(")		5
148	七郷井土地改良区の役員の退任	(農業農	村整備	請課)		5
149	保安林予定森林	(森)	林整備	請課)		5
150	II	(")		6
151	II	(")		6
152	急傾斜地崩壊危険区域の指定		(砂防	〕課)		6
153	土砂災害警戒区域の指定		(")		7
154	大島港臨港地区の指定	(港湾空)	巷振興	課)		8
155	大島港臨港地区内における分区の指定	(<i>II</i>)		8
〇 公	s告					
和歌	内側がは、水田のは、水田の、水田の、水田の、水田の、水田の、水田の、水田の、水田の、水田の、水田の	(子ど)	も未来	採)		8
和歌	内別の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	(")		8
	查公表					
監査	公表第2号					9
						—
	告示					

和歌山県告示第138号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、 同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成23年3月14日まで縦覧に供する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年1月13日

2 名称

特定非営利活動法人花咲か

- 3 代表者の氏名
 - 十橋扶美
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市十二番丁79番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害福祉サービス事業を通じより多くの障害者の方々に対し「地域移行」・「社会的自立」に向けた取り組みを行う。

和歌山県告示第139号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、 同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成23年3月17日まで縦覧に供する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日平成23年1月17日

2 名称

特定非営利活動法人ゆらんど工房

3 代表者の氏名

上本英里

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡由良町大字里329番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、自立地域経営の基盤づくりに取組む個人及び団体に対して、活気ある住みよい町づくり及び地域経済の活力を高めるため、情報の提供、地域の担い手育成、交流の促進、特産物の開発、販路の拡大に関する事業並びに本定款第4条に係わる支援事業を行い、自立地域経営の基盤づくり推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第140号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、 同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成23年3月18日まで縦覧に供する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年1月18日

2 名称

特定非営利活動法人誠言の杜

3 代表者の氏名

鳥羽里美

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市貴志川町国主130番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、共生・相互扶助・生きがいの創造を理念とし、一般市民に対して、自然とのふれあいや文化や芸術を通して、共に生きる精神を育みながら心身の健康を高め、社会生活・家庭生活・人間関係に於いて、ゆとりある心で生きることを実践し、高齢者には介護支援・自立支援・生きがい創り支援、障害者には自立と就労支援、子ども達の幸せを願い青少年健全育成支援・子育て支援等を行い、又他のNPOや団体との交流や地域の活性化に取り組み、安全で住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第141号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成23年3月24日まで縦覧に供する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日平成23年1月24日
- 2 名称

特定非営利活動法人日本フィリピン交流センター

- 3 代表者の氏名
 - 日用敦之
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市

5 定款に記載された目的

この法人は、日本とフィリピン共和国の国際交流活動を促進し両国の相互理解と友好を深め両国民に対し、介護福祉事業等の増進及び経済活動の活性化を図り両国の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第142号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番 号	氏 名 法 人 に あっては、 申請者の名称	住 所法 人 に あっては、主たる 事務所の所在地	法 人 に あっては、代 表者の氏名		事業所の所在地	辞 退年月日
30116103 79	医療法人みのり会	有田郡有田川町吉原908番地	森野統	みのりクリニック	有田郡有田川町吉原 908番地	平成 22. 12. 31

和歌山県告示第143号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番号	氏 名 法 人 に あっては、申請者の名称	住 所法 人 に あっては、主たる 事務所の所在地	法 人 に あっては、代 表者の氏名	J //// 10/1/17	事業所の所在地	辞退年月日
30114100 85	医療法人天竹会	海南市重根11番 地1	竹中庸之	医療法人天竹会 竹 中整形外科・内科	海南市重根11番地1	平成 23. 1. 31

和歌山県告示第144号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地		指 定 の 有効期限
3011400 326	ケアセンタ ーりあん	海南市且来233 番地8	居宅介護 重度訪問介 護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児		海南市且来233 番地8	平成 23. 2. 1	平成 29.1.31
3010120 784	アーチヘル パーステー ション	和歌山市平井11 4番地の1 for uビル2F		身体障害者 知的障害者 障害児	株式会社ア イ・システ ナ	和歌山市平井11 4番地の1	平成 23. 2. 1	平成 29. 1. 31

和歌山県告示第145号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院 医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
きのくに漢方クリニック	和歌山市小松原通1丁目1-35 サンビル4 階	田中一	平成 23. 2. 1

2 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人曙会	海南市築地1番地の89		平成 23. 2. 1

和歌山県告示第146号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 正 年日日
新庄薬局	田辺市新庄町437-22	_	大木原忠司	平成 23. 2. 1

和歌山県告示第147号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変	更	前	変	更	後	変 更 年月日
3012250 142	やおき工房	就労継続支 援B型	所在地	田辺市た 5	きない)町22-1	田辺市下	三栖1		平成 23. 1. 1

和歌山県告示第148号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員(平成23年1月11日退任)

職名氏名住所

理事 中岡靖享 伊都郡かつらぎ町大字佐野786番地 理事 森脇初次 伊都郡かつらぎ町大字新田138番地

和歌山県告示第149号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により 告示する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字寄地593、594の1から594の3まで、595、596の1、 597
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並

びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第150号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により 告示する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町上田原字大郷2369、2371
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並 びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第151号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により 告示する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上秋津字下左向91の6(次の図に示す部分に限る。)、91の222、9 1の224、91の359
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下左向91の6、91の222・91の224(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、91の359

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第152号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の 区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 西浄妙寺(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に 囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置	した地番
-------	------

標柱番号	郡市	町村	大 字	字	地番	備考
1号	有田市		宮崎町	净妙寺谷	950番3	
2号	"		"	"	936番	
3号	"		"	"	935番	
4号	"		"	"	871番	
5号	"		"	"	933番	
6号	"		"	"	934番1	
7号	"		"	"	929番	
8号	11		"	11	928番1	
9号	IJ		11	11	926番	

和歌山県告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称

印南川左支渓2(5-390-1-027-1)、印南川左支渓3(5-390-1-027-2)、印南川左支渓4(5-390-1-027-3) 、印南川左支渓5 (5-390-1-029-1) 、印南川左支渓6 (5-390-1-029-2) 、印南川右支渓1 (5-390-2-0 03-1) 、印南川右支渓2(5-390-2-003-2)、印南川左支渓1(5-390-2-092)、富の川左支渓1(5-390-2-093-1)、富の川左支渓2(5-390-2-093-2)、本郷(1)(I-1206)、本郷(I-1207)、東光寺下(I-1208) 、浜東・浜東(1) (I-1209) 、浜西(I-1211) 、浜西(2) (I-1212) 、印南2(II-5187) 、 印南3 (Ⅱ-5189)、印南6 (Ⅱ-5190)、印南4 (Ⅱ-5191)、印南5 (Ⅱ-5192)、印南7 (Ⅱ-5195)、印 南8 (Ⅲ-2792) 、光川 (I-1204) 、光川3 (I-9004) 、印南11 (I-50028) 、印南12 (I-50029) 、印 南13 (I-50030)、印南14 (I-50031)、印南15 (I-50032)、印南16 (I-50033)、印南19 (I-5003 4)、印南24(I-50035)、印南25(I-50036)、印南27(I-50037)、印南28(I-50038)、印南31 (I-50039)、印南33(I-50040)、印南35(I-50041)、印南39(I-50043)、印南42(I-50045)、 印南55 (I-50046)、印南59 (I-50048)、山口3 (Ⅱ-5183)、光川2 (Ⅱ-5196)、印南9 (Ⅱ-50028)、 印南18 (Ⅱ-50029)、印南20 (Ⅱ-50030)、印南21 (Ⅱ-50031)、印南23 (Ⅱ-50032)、印南29 (Ⅱ-50 033)、印南32(Ⅱ-50034)、印南34(Ⅱ-50035)、印南36(Ⅱ-50036)、印南44(Ⅱ-50037)、印南45 (Ⅱ-50038)、印南46(Ⅱ-50039)、印南47(Ⅱ-50040)、印南48(Ⅱ-50041)、印南49(Ⅱ-50042)、 印南50(Ⅱ-50043)、印南52(Ⅱ-50044)、印南53(Ⅱ-50045)、印南54(Ⅱ-50046)、印南57(Ⅱ-50 047)、印南62(Ⅱ-50049)、印南63(Ⅱ-50050)、印南64(Ⅱ-50051)、印南10(Ⅲ-50001)、印南22 (Ⅲ-50002) 、印南51 (Ⅲ-50003) 、印南60 (Ⅲ-50004)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第154号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定により、大島港臨港地区の範囲を次のとおり定める。 なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局串 本建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

大島港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	区域	面積
大島港臨港地区	東牟婁郡串本町大島の一部(別図に示す区域)	約0.8ha

和歌山県告示第155号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、大島港臨港地区内おける分区を次のとおり 指定する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局串 本建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

大島港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

分	区	区域	面積
漁港区		東牟婁郡串本町大島の一部(別図に示す区域)	約0.8ha

公 告

公 告

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第9号)第8条の規定により、和歌山県立和歌山すみれホームの指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会 和歌山県和歌山市和歌浦東三丁目6番46号
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第9号)第8条の規定により、和歌山県立白浜なぎさホームの指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 紀南地方児童福祉施設組合

和歌山県西牟婁郡白浜町2330番地

2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

監査公表

和歌山県監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成22年12月1日、同月3日及び同月22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年2月4日

和歌山県監査委員 楠 本 隆和歌山県監査委員 足 立 聖 子和歌山県監査委員 尾 﨑 太 郎和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
西牟婁振興局	平成22年12月1日
紀南県税事務所	<i>II</i>
紀南児童相談所	n,
田辺産業技術専門学院	<i>II</i>
南紀白浜空港管理事務所	n,
給与課紀南分室	<i>II</i>
和歌山県教育センター学びの丘	JJ
和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校	JJ
和歌山県立田辺工業高等学校	IJ
和歌山県立神島高等学校	JJ
和歌山県立熊野高等学校	JJ
和歌山県立南紀高等学校	IJ
和歌山県立南紀支援学校	IJ
和歌山県立はまゆう支援学校	IJ
和歌山県田辺警察署	IJ
和歌山県白浜警察署	IJ
日高振興局	平成22年12月3日
和歌山県立紀央館高等学校	IJ
和歌山県立日高高等学校	IJ
和歌山県立南部高等学校	IJ
和歌山県立みはま支援学校	IJ
和歌山県御坊警察署	II .
東牟婁振興局	平成22年12月22日
和歌山県立なぎ看護学校	II
和歌山県立串本古座高等学校	n .
和歌山県立串本高等学校	II
和歌山県立古座高等学校	II .
和歌山県立新宮高等学校	II
和歌山県立新翔高等学校	IJ
和歌山県立みくまの支援学校	<i>II</i>
和歌山県串本警察署	<i>II</i>
和歌山県新宮警察署	"

2 監査の結果

- (1) 指摘事項
 - なし
- (2) 注意事項

- ア 西牟婁振興局健康福祉部
- (ア) 生活保護返還金の未収金については、平成21年度末で約168万円となっており、前年度末に比し 約52万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約583万円となっており、前年度 末に比し約15万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年 度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に 努められたい。

(ウ) 知的障害者福祉施設負担金の未収金については、平成21年度末で約4万円となっており、前年度末と同額となっている。

今後も、未納者の現状を把握するとともに納付指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

- (エ)委託料の支出において、履行確認を行っていないものが4件あったので適正に処理されたい。
- (オ)使用料及び賃借料、委託料に係る単価契約及び支出負担行為が西牟婁振興局地域振興部の出納 員に合議されていなかったので適正に処理されたい。
- (カ) 法人等からの請求書で、社印は押印されていたが代表者印が押印されていなかった事例及び誤った代表者印で支出命令を行っていた事例があったので適正に処理されたい。
- (キ) 委託料の支出において、検収日が当該年度を超えていたので、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局建設部

(ア) 土木使用料 (公営住宅等) の収入未済額は、平成21年度末で約2,203万円の未収となっており、 前年度末に比べ約217万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

- (イ)農林水産業使用料(漁港)の収入未済額は、平成21年度末で23,520円の未収となっている。 今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 紀南高速事務所の建物内に飲料自動販売機を設置し、行政財産使用許可を与え、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)に基づく使用料を徴収しているが、消費税額を加算していなかったので、適正に処理されたい。
- (エ) 許可期間が1か月未満の道路占用料、港湾占用料及び河川占用料については消費税の課税対象となるが、消費税を加算していなかったので、適正に処理されたい。

ウ 紀南県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理等に努力されており、平成21年度の収入率は91.4%と前年度に比し0.3ポイント増加しており、収入未済額は5億9,926万円と前年度末に比して5,927万円減少している。

今後も、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法(昭和22年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

- (イ) 使用料及び賃借料に係る単価契約が、西牟婁振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったので適正に処理されたい。
- 工 紀南児童相談所
- (ア)児童福祉施設入所負担金の未収金については、不納欠損処分等により平成21年度末で約301万円

となっており、前年度に比し約343万円減少している。

今後も、障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収 に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

- (イ)集中調達外の物品の納品で、納品書に当該発注課室かいの受付印及び個人印の押印を行っていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (ウ)複合機賃貸借及び保守業務の条件付き一般競争入札において、予定価格を書面に記載した封書 を作成していなかったので適正に処理されたい。
- 才 和歌山県立熊野高等学校

学校敷地にバス停留所標識等が設置されているが、行政財産の使用許可手続きがなされていない ので適正に処理されたい。

力 日高振興局地域振興部

復旧治山事業に係る違約金の過年度未収金については、適切な処理に向けて法的対応も含め、本庁所管課等と十分協議されたい。

- キ 日高振興局健康福祉部
- (ア) 生活保護返還金の未収金については、平成21年度末で約409万円となっており、前年度末に比し 約339万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約57万円となっており、前年度 末に比し約2万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年 度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に 努められたい。

- (ウ) 支出負担行為6件が日高振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったので適正に処理されたい。
- (エ) 社印の押印はあるが、請求者の職及び氏名の記入並びに代表者印の押印がない請求書に基づき、 支出命令を行っていた事例が3件あったので適正に処理されたい。
- (オ) 修繕料の支出負担行為において、見積書を一者からしか徴取していなかったので適正に処理されたい。
- ク 日高振興局建設部
- (ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成21年度末で約917万円となっており、前年度に比し約22万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

(イ)港湾・海岸占用料の収入未済額は、平成21年度末で約154万円となっており、前年度に比し約94万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

- (ウ) 平成18年度に契約を解除した切目川ダム地質解析業務の違約金等の未収金約265万円について、 引き続き資産調査等を実施し、適切な債権管理に努められたい。
- (エ)漁港施設の使用料徴収事務の委託を行っているが、契約書に記載のない漁港施設管理業務を併せて委託し、当該委託料を支出していたので、適切に処理されたい。
- (オ) 行政財産使用許可期間中に許可を受けた者から使用許可数量の変更申請があり変更許可を与え 使用料が減額となった事例について、減額分の使用料を返還していないので、適正に処理された

11

- (カ) 許可期間が1か月未満の道路占用料及び港湾占用料について、消費税の課税対象となるが消費税額を加算していなかったので適正に処理されたい。
- (キ)消費税の課税対象となる砂利採取料について、消費税額を加算していない事例があったので適 正に処理されたい。
- ケ 東牟婁振興局地域振興部

使用料及び賃借料にかかる単価契約が部内の出納員に合議されていなかったので適正に処理されたい。

- コ 東牟婁振興局健康福祉部
- (ア) 生活保護返還金の未収金については、平成21年度末で約1,098万円となっており、前年度末に比し約293万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約201万円となっており、前年度 末に比し約63万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年 度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に 努められたい。

(ウ)児童福祉施設負担金の未収金については、平成21年度末で約6万円となっており、前年度末と同額となっている。

今後も、未納者の現状を把握するとともに納付指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

- (エ)消耗品費の納品書で物品を受け付けた職員が発注課室の受付印の中に、個人印を押印していなかったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (オ) 社印の押印はあるが代表者印の押印がない請求書に基づき、支出命令を行っていた事例があったので適正に処理されたい。
- (カ) 前渡資金による消耗品の調達において、必要な事務手続きがなされていない事例があったので 適正に処理されたい。
- (キ)生活保護関係の扶助費の支出において、請求書の代わりに生活保護支給明細書を添付して支出 命令を行っていた事例があったので適正に処理されたい。
- (ク)支出負担行為を行わずに扶助費に係る支出を行っていた事例があったので和歌山県財務規則 (昭和63年和歌山県規則第28号)第50条に基づき適正に処理されたい。
- (ケ) 委託料に係る単価契約が東牟婁振興局地域振興部の出納員に合議されていなかったので適正に 処理されたい。
- サ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所
- (ア) 生活保護返還金の未収金については、平成21年度末で約939万円となっており、前年度末に比し 約28万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成21年度末で約171万円となっており、前年度 末に比し約38万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年 度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に 努められたい。

- (ウ) 通信運搬費に係る単価契約が串本地区駐在会計駐在員に合議されていなかった事例があったので適正に処理されたい。
- (エ) 社印の押印はあるが、代表者印が押印されていない請求書に基き、支出命令を行っていた事例 があったので適正に処理されたい。
- (オ) 委託料の簡易公開調達において、予定価格を上回る額で落札者と契約していたので適正に処理 されたい。
- (カ) 生活保護関係の扶助費の支出において、請求書の代わりに生活保護支給明細書を添付して支出 命令を行っていたので適正に処理されたい。

シ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅等)の収入未済額は、平成21度末で約506万円の未収となっており、前年度末に比べ約20万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 工事請負契約の違約金の収入未済額は、平成21年度末で約689万円であるが、不納欠損処理をした結果、平成22年8月末で約38万円の未収となっている。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(ウ)船舶引揚の代執行に係る収入未済額は、平成21年度末で19万円の未収となっており、前年度末 に比べ約48万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 許可期間が1か月未満の道路占用料については消費税の課税対象となるが、消費税を加算していなかったので、適正に処理されたい。

ス 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成21年度末で約62万円となっており、前年度に比し約1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 工事請負契約の違約金の収入未済額は、平成21年度末で21,887円の未収となっており、前年度末に比し35,000円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

- (ウ)河川法(昭和39年法律第167号)及び砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づき許可及び認可 した砂利採取について、着手時及び完了時に掘削方法等の立入検査を実施していなかったので、 今後は適正に処理されたい。
- (エ) 許可期間が1か月未満の道路占用料及び港湾占用料について、消費税の課税対象となるが消費税額を加算していなかったので適正に処理されたい。
- (オ)旅行命令及び旅費支出において、7時30分出発で早朝出発の加算がされていたものが1件あったので、加算額については返還されたい。

セ 和歌山県立なぎ看護学校

- (ア)入学願書への書類添付の不備により、出願者に受験票を交付しなかった事例があったので、入 学考査手数料を返還されたい。
- (イ)授業料の延滞金について、計算を誤った事例及び調定時期の遅れた事例があったので適正に処理されたい。
- ソ 和歌山県立新宮高等学校

学校施設の使用許可にかかる使用料について、電燈料の算定漏れがあったので適切に処理された

V10

(3) 検討事項

ア 西牟婁振興局建設部

廃道敷地、廃川敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理となっているものが廃道敷地で 1件、廃川敷地で1件ある。

早期処理方法を検討のうえ、適正管理に努められたい。

イ 和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校

教育財産である土地の一部が田辺市道の道路敷地となっているので、権原を付与する方策を検討されたい。

ウ 和歌山県立田辺工業高等学校

教育財産である田辺市あけぼの1032番2外2筆の土地については、田辺市道の道路敷地となっているので権原を付与する方策を検討されたい。

- 工 和歌山県立熊野高等学校
- (ア)教育財産である上富田町生馬字池田458番4の土地については、県道の道路敷地となっているので、当該教育財産の所管換えについて関係部局と協議されたい。
- (イ)教育財産である上富田町朝来字上内代657番3外2筆の土地については、上富田町道の道路敷地となっているので権原を付与する方策を検討されたい。
- 才 日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理となっているものが14箇所(王子川1地区1 3箇所、印南川1箇所)ある。

早期処理方法を検討のうえ、適正管理に努められたい。

力 和歌山県立紀央館高等学校

農業用水路となっている教育財産については、当該財産の所管等について、関係機関と協議されたい。

キ 東牟婁振興局新宮建設部

廃道敷地の処理について、平成21年度末現在で未処理となっているものが7件ある。

早期処理方法を検討のうえ、適正管理に努められたい。

ク 和歌山県立新宮高等学校

校長住宅跡地は、幹線道路に面した立地条件が良い土地であるが、長年更地の状態であるので当 該土地の有効活用を検討されたい。

ケ 和歌山県立古座高等学校

教育財産である寄宿舎については、平成8年度より未利用(一部、使用許可あり。)となっているので、その処分等について検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。